

議員提出議案第 17 号

さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 5 月 11 日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	土井裕之

さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市水道事業審議会条例（平成 13 年さいたま市条例第 276 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>8 人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 [略] — [略]	(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>15 人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 [略] <u>市議会議員 7 人以内</u> — [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(市議会議員として委員の職にある者の特例)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市水道事業審議会条例の規定により置かれるさいたま市水道事業審議会の委員の職に市議会議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。